

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿南市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民年金事務では、その事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約内容に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

徳島県阿南市長

公表日

令和8年9月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	阿南市は、国民年金法(昭和34年法律第141号)及び年金生活者支援給付金の受給に関する法律(平成24年法律第102号)に基づき、国民年金第1号被保険者又は任意加入被保険者に関する資格取得関係届、第1号被保険者の保険料免除に関する申請、国民年金給付及び年金生活者支援給付金の支給等に関する請求・届出を受け付け、日本年金機構(以下「年金機構」という。)に対する報告・送付の事務を行うものであり、国民年金法、年金生活者支援給付金の受給に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 - 第1号被保険者資格取得届書・任意加入被保険者資格取得申出書の受付及び年金機構への報告・送付 - 第1号被保険者資格喪失届・任意加入被保険者資格喪失申出書・被保険者の任意脱退の承認申請書の受付及び年金機構への報告・送付 - 第1号被保険者・任意加入被保険者の氏名変更、住所変更及び死亡の届出又は職権に基づき年金機構への報告・送付をする事務 - 第1号被保険者・任意加入被保険者の付加保険料納付の申出書・付加保険料を納付しないことの申出書の受付及び年金機構への報告・送付 - 年金手帳再交付申請書の受付及び年金機構への報告・送付 - 年金機構への居所未登録者を報告をする事務 - 第1号被保険者の保険料納付の法定免除該当届・消滅届の受付及び年金機構への報告・送付 - 第1号被保険者の保険料納付の申請免除・若年者納付猶予・学生納付特例申請書の受付及び年金機構への報告・送付 - 第1号被保険者の保険料納付の申請免除・若年者納付猶予取消申請書、学生納付特例の取消申請書・不該当届の受付及び年金機構への報告・送付 - 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、障害基礎年金の未支給年金、死亡一時金、老齢福祉年金に関する裁定請求書、申請書及び届出書の受付及び年金機構への報告・送付 - 年金生活者支援給付金の支給に関する年金機構への所得情報の提供、申請受付及び年金機構への報告・送付
③システムの名称	- 国民年金システム(標準準拠システム) - 番号連携サーバ - 中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名

国民年金情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表46項
--------	-----------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	阿南市総務部総務課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話 0884-22-3804
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	阿南市保健福祉部保険年金課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話 0884-22-1118
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン、阿南市特定個人情報等取扱事務要領、阿南市情報セキュリティポリシー等の各規範を遵守し、申請者からマイナンバーの提供を受け、記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 また、申請者からマイナンバーの提供を求められない場合のみ、氏名、生年月日、住所の3情報の確認により住基照会を行っている。		
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務取扱者に対して、毎年セキュリティ研修を行っている。また、やむを得ず受講できなかった者に対して、再受講の機会の付与及び研修動画の配信等を行っている。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5評価実施期間における担当部署	課長 宮田 俊子	課長 吉積 和己	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	阿南市企画部行政情報課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町1 2番地3 電話 0884-28-9885	阿南市総務部総務課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町1 2番地3 電話 0884-22-3804	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署	課長 吉積 和己	課長 荒井 啓之	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署	課長 荒井 啓之	課長 吉岡 泰香	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1～10 略	1～10 略 11 年金生活者支援給付金の支給に関する年金機構への所得情報の提供、申請受付及び年金機構への報告・送付	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 第31項	番号法第9条第1項 別表第1 第31項、第83項及び第95項	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署	課長 吉岡 泰香	保険年金課長	事後	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	2015/6/1	2019/4/1	事後	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	2015/6/1	2019/4/1	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	
令和1年11月1日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	阿南市は、国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき、国民年金第1号被保険者又は任意加入被保険者に関する資格取得関係届、第1号被保険者の保険料免除に関する申請及び国民年金給付に関する請求・届出を受け付け、日本年金機構(以下「年金機構」という。)に対する報告・送付の事務を行うものであり、国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	阿南市は、国民年金法(昭和34年法律第141号)及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)に基づき、国民年金第1号被保険者又は任意加入被保険者に関する資格取得関係届、第1号被保険者の保険料免除に関する申請、国民年金給付及び年金生活者支援給付金の支給等に関する請求・届出を受け付け、日本年金機構(以下「年金機構」という。)に対する報告・送付の事務を行うものであり、国民年金法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	事後	
令和3年4月1日	監査実施の有無	外部監査	自己点検	事後	
令和4年4月1日	II しいき値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	2019/4/1	2022/4/1	事後	
令和4年4月1日	II しいき値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	2019/4/1	2022/4/1	事後	
令和4年4月1日	監査実施の有無	[]内部監査	[○]内部監査	事後	
令和5年4月1日	II しいき値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	2022/4/1	2023/4/1	事後	
令和5年4月1日	II しいき値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	2022/4/1	2023/4/1	事後	
令和6年4月1日	II しいき値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	2023/4/1	2024/4/1	事後	
令和6年4月1日	II しいき値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	2023/4/1	2024/4/1	事後	
令和6年6月3日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 第31項、第83項及び第95項	番号法第9条第1項 別表46項	事後	
令和7年8月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 国民年金システム 2 番号連携サーバ 3 中間サーバ	1 国民年金システム(標準準拠システム) 2 番号連携サーバ 3 中間サーバ	事前	
令和7年8月15日	II しいき値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	2024/4/1	2025/8/1	事後	
令和7年8月15日	II しいき値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	2024/4/1	2025/8/1	事後	
令和7年8月15日	IV8人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月15日	IV 8判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン、阿南市特定個人情報等取扱事務要領、阿南市情報セキュリティポリシー等の各規範を遵守し、申請者からマイナンバーの提供を受け、記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 また、申請者からマイナンバーの提供を求められない場合のみ、氏名、生年月日、住所の3情報の確認により住基照会を行っている。	事後	
令和7年8月15日	IV 11最も優先度が高いと考えられる対策		従業者に対する教育・啓発	事後	
令和7年8月15日	IV 11当該対策は十分か		十分である	事後	
令和7年8月15日	IV 11判断の根拠		特定個人情報を取り扱う事務取扱者に対して、毎年セキュリティ研修を行っている。 また、やむを得ず受講できなかった者に対して、再受講の機会の付与及び研修動画の配信等を行っている。	事後	
令和8年8月21日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	令和7年8月1日	令和8年8月1日	事後	
令和8年8月21日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年8月1日	令和8年8月1日	事後	